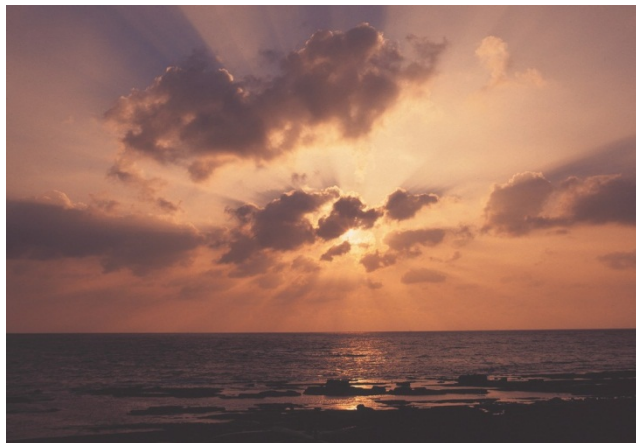


注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



A Closer Look IFRS 第9号での ヘッジ有効性の評価

はじめに

2012年9月、国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) のヘッジ会計について、新たな提案を行うドラフトを公表した。長らく待たされたこの改訂案は、最終的には金融商品の会計に関する新たな基準書、すなわち IFRS 第9号の一部となるものである。発効日は2015年1月1日となる予定である。本ドラフトは、12月初めまで IASB ウェブサイトで入手可能である。

IASB は、現行 IAS 第39号のヘッジ会計の要求事項について多くの重要な変更を提案している。全体的な影響としては、ヘッジ会計を適用する機会が増え、また、結果としてリスク管理活動から生じる損益の変動が小さくなる。従来は、IAS 第39号の会計ルールの制限により、ヘッジ会計を適用しない企業もあれば、場合によっては、リスク管理アプローチを変更することにより適格性を満たした企業もあった。そのため、これらの制限が廃止されたことで、「リスク管理の変更」と「ヘッジ会計の適用」が促進されるであろう。

新たな提案の一部に関する実務上の影響に焦点を当てるべく、我々は現行 IAS 第39号の要求事項と新たな提案を対比させる一連の設例を作成した。本号はその一連の設例の第3稿となるものであり¹、ヘッジ有効性の要求事項に関する改訂点を検討するものである。

本提案のもとで、ヘッジ関係は、ヘッジ会計に適格となるために、一定のヘッジ有効性の要求事項を満たさなければならない。これらの要求事項は、IAS 第39号の要求事項と大幅に異なっている。有効性テストの要求に対する主な変更は、以下を含んでいる。

- 「80-125%の相殺要件」を廃止し、原則ベースの有効性テストに置換える
- 遡及的な有効性テスト (retrospective effectiveness testing) の要求を廃止し、各ヘッジ期間の期首に要求される、予想的な有効性判定 (prospective assessment) のみを残す
- ヘッジ有効性を証明する方法により柔軟を持たせる

ヘッジ非有効部分の測定および認識に関する要求事項は、本提案において変更されていない。

背景

IAS 第39号に基づきヘッジ会計に適格となるには、ヘッジが「非常に有効である (highly effective)」(すなわち、予想的なテスト) という予想が存在し、その予想が各ヘッジ期間に実現しなければならない (すなわち、遡及的なテスト)。したがって、IAS 第39号では、ヘッジ会計が各期に適用されるかどうかは各期末日まで判明しない。IAS 第39号は、相殺が80%から125%の範囲内にある場合にヘッジが「非常に有効である」と定義している。この結果、企業は、ヘッジ会計の要件を満たすためには、定量的な有効性テストを実施して、相殺がこの範囲内にあることを証明しなければならない。これらの要求事項は負担と考えられており、リスク管理活動の実務に沿ったものではなく、(ヘッジの経済性の崩壊というよりも) 技術的な失敗を起こしやすいと考えられている。さらに、80%から125%という「会計ベースの閾値」によりヘッジ会計が許容されない場合には、企業のリスク管理戦略の説明が困難となる。このアプローチは、また、相殺が80%から125%の範囲外となる場合、ヘッジの真の実績を示すことができない。

これらの論点に対処するため、IASBは、リスク管理アプローチと不整合な特定の相殺の閾値を廃止し、IAS 第39号の適格要件をより原則ベースの適格要件に置き換えることを決定した。本提案では、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるために、以下に準拠しなければならない。

- ヘッジ対象とヘッジ手段との間に「経済的関係」が存在しなければならない
- 「信用リスク」の影響は、経済的関係から生じる価値変動に優越するものであってはならない

¹ 第1稿は、ヘッジ手段として指定されたオプション契約の会計処理の改訂点、および第2稿は、非金融商品項目のリスク要素のヘッジに焦点を当てている。当該資料は下記からダウンロードできる。

第1稿

http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/knowledge/ifrs/pub/ni/infocus/bfc5a793fe7e9310VgnVCM200003356f70aRCRD.htm

第2稿

http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/knowledge/ifrs/pub/ni/infocus/7e12d5924e92a310VgnVCM200003356f70aRCRD.htm

- 「ヘッジ比率」は、ヘッジ対象の実際の量をヘッジするために使用されたヘッジ手段の「実際の量」を反映するものでなければならない(すなわち、リスク管理目的上使用される比率と整合した比率)。これは、不適切な会計上の結果を達成することを意図的に行っていないことを条件としている。

新たな有効性評価の規定は、経済的関係がヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在するかどうかの決定のために、判断を要求する。ヘッジ関係の複雑性によっては、その判断にヘッジ関係の定性的評価および定量的評価による裏付けが必要となるかもしれない。

下記の設例は、企業が IFRS 第 9 号の有効性テストの要求事項をどのように充足することができるかを、より実務的な観点から述べたものである。本設例は、IFRS 第 9 号の要求事項を IAS 第 39 号と比較し、2 つの基準書の実務上の相違点を説明している。設例は、金利リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジに焦点を置いているが、その原則は他のヘッジにも適用することができる。これらの設例で使用される数字は例示のみを目的としている。

ヘッジ有効性とは何か

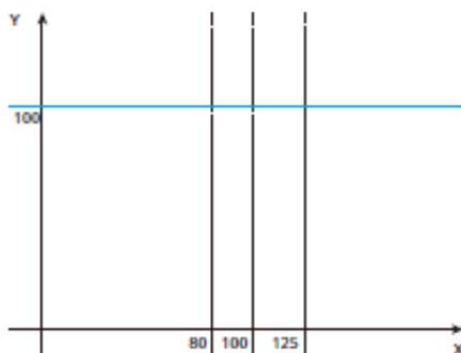
ヘッジ有効性とは、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動をどの程度相殺しているかである。

評価対測定

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ有効性の測定とは異なる。評価は、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるかどうかを判断する。ヘッジ会計が適用される場合、その後すべてのヘッジ非有効部分は測定され、純損益に認識されなければならない(ただし、キャッシュ・フローのアンダー・ヘッジを除く)。評価に関する IFRS 第 9 号および IAS 第 39 号の要求事項は大きく異なるが、双方とも実際のヘッジ非有効部分を同じ方法で測定し、認識することを要求している。

下図は、ヘッジ会計が存在しない場合には、ヘッジ手段の公正価値変動が、(公正価値ヘッジの場合)ヘッジ対象の再測定から生じる金額と相殺されることなく、100%純損益に認識されることを示している。

IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号のもとでヘッジ会計を適用しない場合

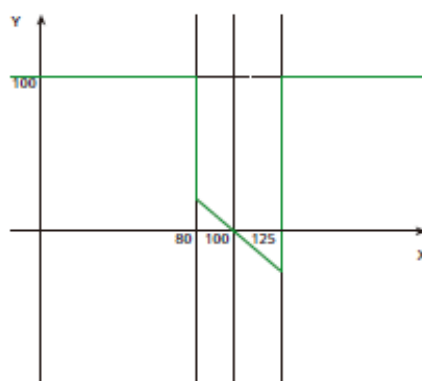


Y 軸：公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の公正価値ヘッジ調整額相殺後に純損益に認識されるヘッジ手段の公正価値 (FV) の変動%

X 軸：ヘッジ対象の FV 変動額 ÷ ヘッジ手段の FV 変動額 (%)

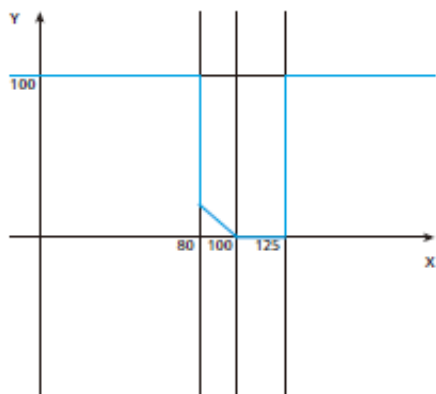
下図は、ヘッジが 80%から 125%の範囲内で有効であると評価される場合に適用される、IAS 第 39 号による公正価値ヘッジの会計処理の影響を例示している。

IAS 第 39 号による公正価値ヘッジ



下表は、80%から125%の範囲内でヘッジが有効であると評価される場合に適用される、IAS第39号によるキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理の影響を例示している。

IAS第39号によるキャッシュ・フロー・ヘッジ



IAS第39号では、ヘッジ会計は80%から125%の範囲の外で適用することはできない。この範囲外では、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の相殺は反映されない。

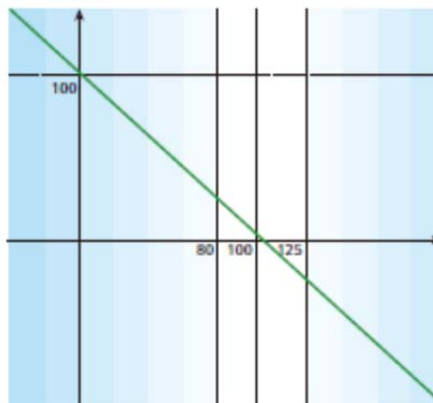
IAS第39号およびIFRS第9号のキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理は同じ方法であり、キャッシュ・フロー・ヘッジ・リザーブとして繰延べられる金額は次のうち小さい方である。

- (i) ヘッジの開始時からのヘッジ手段に係る利得または損失の累計額
- (ii) ヘッジの開始時点からのヘッジ対象の予想将来キャッシュ・フローの現在価値の変動累計額

この結果、ヘッジ手段の価値の変動累計額がヘッジ対象の変動累計額よりも小さい有効なヘッジについて、非有効部分は純損益に認識されないことになる。

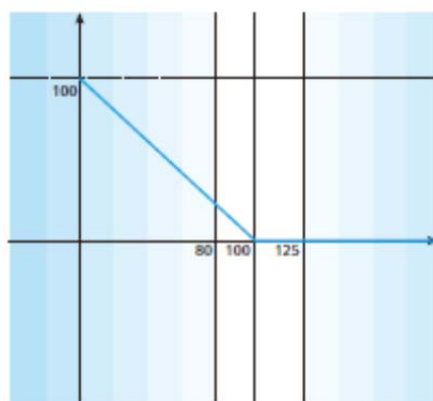
下図は、ヘッジが有効であると評価される場合の、IFRS第9号による公正価値ヘッジの会計処理の影響を例示している。

IFRS第9号による公正価値ヘッジ



下図は、ヘッジが有効であると評価される場合の、IFRS第9号によるキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理の影響を例示している。

IFRS第9号によるキャッシュ・フロー・ヘッジ



IFRS第9号では、ヘッジ会計が適用される場合に必要となる有効性の定量的な範囲に関して定義していない。経済的關係が存在し、それが信用リスクにより優越されておらず、かつ、適切なヘッジ比率が指定されている場合には、ヘッジ有効性の要件は満たされる。しかし、ヘッジに非有効性が発生している場合には、経済的關係を疑問視するか、ヘッジ比率の再検討を行うかどうかを検討する必要があるであろう。例えば、ヘッジが一貫して90%有効である場合には、ヘッジ比率は異なるはずであることを示唆している可能性がある。

詳細な設例

この設例で使用される数字は例示のみを目的としている。

設例 1—重要な条件が一致している場合

企業 A は、2013 年 7 月 1 日に変動利付債を発行することを計画している。債券は元本 100 百万ポンド、利息は年 4 回後払いで満期日 2023 年 7 月 1 日および毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日および 10 月 1 日に支払われる。利息は、3 ヶ月 LIBOR+マージンで支払われる予定である。

企業 A は、金利リスクをヘッジするために金利スワップを使用する金利リスクの管理方針を有している。2013 年 5 月 1 日に、企業は、以下の条件で固定金利支払・変動金利受取の先日付スタート金利スワップの取引を締結した。

取引日	2013 年 5 月 1 日
発効日	2013 年 7 月 1 日
満期日	2023 年 7 月 1 日
想定元本	£100,000,000
支払金利	2.2%
受取金利	3 ヶ月 LIBOR
支払日	毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日 および 10 月 1 日 (2013 年 7 月 1 日満期日まで (同日を含む))

スワップはオン・マーケット (訳者注: 価値がゼロ) であり、対価ゼロで取引される。本ヘッジは、3 ヶ月 LIBOR の変動について、債券発行日までおよび発行日から満期日までの間、発行が予定されている債券の可能性が非常に高い金利キャッシュ・フローの変動に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして、2013 年 5 月 1 日に正式に指定される。

IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性

- **ヘッジ対象の量およびヘッジ手段の量の指定 (すなわち、ヘッジ比率)**
IAS 第 39 号では、ヘッジが有効であるとみなされるためには、80%~125%の範囲での相殺が達成されていなければならないことから、ヘッジ比率は、この有効性レベルを満たすことを見込んで設定される必要がある。また、IAS 第 39 号は、企業が、作為的にヘッジ非有効部分を減らすために、ヘッジ対象の金額より小さいヘッジ手段の金額を指定して意図的に「アンダー・ヘッジ」することを禁止している。これは、特にキャッシュ・フロー・ヘッジに関係する。この設例では、企業がエクスポージャーを 100%ヘッジしているため、これに関係しない。
- **ヘッジ有効性評価の方法**
ヘッジ文書は、企業 A がヘッジ有効性を評価するために適用する予想的および遡及的な方法を規定し、ヘッジ関係の期間にわたってこれを継続して適用しなければならない。

- **予想的なヘッジ有効性**
2013 年 5 月 1 日および各報告期間の期首に、企業 A は、ヘッジが非常に有効であること (すなわち、80%から 125%の相殺) が見込まれることを証明するために、予想的な有効性テストを実施することが要求される。より頻繁にテストを実施することも認められる。この設例で採用されたテスト方法は、「重要な条件の一致」である。ヘッジ対象であるキャッシュ・フローとヘッジ手段である金利スワップの重要な条件が一致しており、信用リスクが重要ではなく、スワップの公正価値が指定時にゼロであるため、ヘッジは非常に有効であることが予想される。その後、信用リスクの影響が重要でないとはいえないことが予想される場合には、重要な条件の一致が非常に有効との予想を証明するのに十分なテストであるかどうか疑問視されることに留意されたい。
- **遡及的なヘッジ有効性**
各報告期間の末日に、ヘッジ会計の関係が依然として指定されているが、企業 A は、ヘッジが当期に実際に「非常に有効」であったことを証明するために、遡及的な有効性テストを実施することも要求される。これは、重要な条件が一致していることだけではなく、代わりに、定量的評価が要求される。企業 A は、ヘッジ対象を測定するために仮想デリバティブを用いて、公正価値の変動累積額に基づき単純な比率分析 (ドル・オフセット・テストとも呼ばれる) を使用して有効性テストを行うことを選択している。このテストにより、ヘッジ対象には複製されないヘッジ手段の信用リスクの影響が捕捉される。その影響がヘッジを 80%から 125%の閾値の範囲外に押し出すほど重要であれば、その結果、当報告期間にヘッジ会計は認められないことになる。
- **ヘッジ非有効部分の測定**
ヘッジの存続期間の各報告期間にわたって、ヘッジ非有効部分は測定され、かつ、それに応じて認識されなければならない。

IFRS 第 9 号におけるヘッジ有効性

- **予想的なヘッジ有効性**
ヘッジ開始時および各報告日に、企業は、提案されている IFRS 第 9 号のヘッジ有効性の要求事項に関する次の 3 つの要素を満たすことを証明しなければならない。
 - (1) **ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在する**
経済的関係が存在するという要求は、ヘッジ手段とヘッジ対象が、同一のヘッジ・リスクまたは関連する基礎数値により、一般的に反対方向に動く価値を有することを意味する。提案されている IFRS 第 9 号は、有効性を評価す

る方法を規定していない。しかし、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致している場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段は、同一のリスクにより、一般的に反対方向に動く価値を有しているという定性的評価により、経済的関係が存在すると結論付けることができるであろう。この設例では、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が一致しており、スワップの公正価値がヘッジ開始時にゼロであるため、企業 A は、経済的関係がヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在することを、定性的な根拠により決定している。

(2) **信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に優越するものではない**

ヘッジ対象またはヘッジ手段に関する信用リスクの変動が重要で、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在する経済的関係を無効にする可能性がある。したがって、信用リスクの影響は、経済的関係から生じる価値変動に優越するものではない必要がある。この設例は予定取引であり、信用リスクに晒されないため、債券が発行されるまで、ヘッジ対象の信用リスクを検討する必要はない。IAS 第 39 号および提案されている IFRS 第 9 号の双方において、予定取引は、ヘッジ対象として適格となるには、可能性が非常に高くなければならないことに留意されたい。しかし、ヘッジ手段の価値変動のうち信用リスクの影響は検討されなければならない。この設例では、企業 A は、自身の信用状態およびスワップの相手方の信用状態が高く、その状態が継続されることが見込まれると判断する。したがって、信用リスクの変動が経済的関係から生じる価値変動に優越するものではないと結論付けている。

(3) **ヘッジ比率がリスク管理目的上使用されるものと整合しており、不適切な会計上の結果を生じる意図的な不均衡がない(例えば、作為的にヘッジ非有効部分を減少させるため、ヘッジ手段の量がヘッジ対象の量よりも小さくなるように指定することによる意図的なアンダー・ヘッジ)**

企業 A は、条件が一致している想定元本 100 百万ポンドのスワップを使用して、元本 100 百万ポンドの債券を経済的にヘッジしている。この実際のヘッジ比率は、(ヘッジ会計の目的と不整合な会計上の結果を生じる可能性がある)不均衡を反映していないため、適格なヘッジ比率を表している。100 百万ポンドの債券のヘッジにおいて、実際に取引されるスワップの想定元本 100 百万ポンドうち 80 百万ポンドのみを指定した場合には、意図的なアンダー・ヘッジとみなされ、ヘッジ比率の有効性の要求を満たしておらず、ヘッジ会計に適格ではない。この設例では、ヘッジの条件が一致しており、ヘッジ非有効部分の発生原因が最小限であるため、アンダー・ヘッジのインセンティブは存在しないことに留意されたい。

● **ヘッジ有効性を評価する方法の文書化**

ヘッジ文書は、企業 A がヘッジ有効性の評価に使用する方法を特定しなければならない。状況が変化し、現在の方法がヘッジ関係に関連する特徴をもちや捕捉しない場合には、その方法を変える必要があるかもしれない。この場合、ヘッジ文書は、その変更を反映するため更新されなければならない。さらに、ヘッジ文書は以下の双方を含んでいなければならない。

- 非有効部分の発生原因の分析
- ヘッジ比率の決定方法

この設例では、評価方法は上述したように定性的分析に限られる。

● **ヘッジ非有効部分の測定**

ヘッジの存続期間の各報告日に、非有効部分は測定され、かつ、それに応じて認識されなければならない。遡及的なヘッジ有効性の評価は要求されない。

設例 2—重要な条件が近似している場合

債券の発行が 2013 年 6 月 1 日までは「非常に可能性が高い」とならない以外は、上述した設例と事実関係は同じである。したがって、企業 A は、2013 年 5 月 1 日に取引したスワップを、ヘッジ手段がオフ・マーケット（訳者注：価値がゼロでない）となる 2013 年 6 月 1 日まで、提案されている IFRS 第 9 号による適格なヘッジ関係として指定できない（IAS 第 39 号による適格ヘッジ関係としても指定できない）。

指定時において、スワップは 1.3 百万ポンドの負債ポジションとなっている（以下、「組込ファイナンス（embedded financing）」という）。金利は低下し、指定日時点のオン・マーケット・スワップ（訳者注：価値がゼロのスワップ）の固定金利部分は 1.9%となっている。

本ヘッジは、3 ヶ月 LIBOR の変動について、債券発行日までおよび発行日から満期日までの間、発行が予定されている債券の可能性が非常に高い金利キャッシュ・フローの変動に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして 2013 年 6 月 1 日に正式に指定される。

IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性

- 上記の重要な条件が一致している設例で述べたように、企業 A は、ヘッジ非有効部分を純損益に認識することを回避するために意図的にアンダー・ヘッジとすることのないようにヘッジ比率を指定している。企業 A はまた、予想的および遡及的の両方のヘッジ有効性の評価方法を選択し、文書化し、非有効部分を測定され、かつ、それに応じて認識しなければならない。
- この設例では、デリバティブのヘッジ手段が指定日にオフ・マーケットであるため、重要な条件の一致が、予想的な有効性テストとして適切であるとは考えられない。代わりに、企業 A は、ヘッジが非常に有効であることの予想を裏付けるための十分な定量的分析を実施しなければならない。企業 A は、ヘッジ対象の測定のため、「仮想デリバティブ」法を使用する。

仮想デリバティブの条件は、固定金利部分が 2.2% でなく 1.9% である以外は、実際のスワップと同一条件である。企業 A は、過去の市場データに基づいたシナリオの範囲で仮想デリバティブおよび実際のデリバティブに生じる相対的な公正価値の利得または損失を検討する。企業 A は、予想的な有効性を証明するために、回帰分析を使用する。企業は、単純な比率分析（またはドル・オフセット・テスト）を使用する場合よりも回帰分析を使用するほうが、80-125% テストを満たさない可能性が低いことから、回帰分析を選択した。企業 A はまた、その遡及的なヘッジ有効性テストに回帰分析を使用する。

IFRS 第 9 号におけるヘッジ有効性

- **予想的なヘッジ有効性**
先の設例で記述したように、ヘッジ開始時および各報告日に、企業は、提案されている IFRS 第 9 号のヘッジ有効性の要求事項に関する次の 3 つの要素を満たすことを証明しなければならない。
 - (1) **ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係が存在する**
上述のように、提案されている IFRS 第 9 号は、経済的関係を証明するための方法を規定していない。この設例では、重要な条件は近似しているが、ヘッジ指定が後日であることから、実際のスワップの固定金利部分が仮想スワップの固定金利部分と同一となっていない。そのため、スワップの組込ファイナンス 1.3 百万ポンドにより、一定のヘッジ非有効部分が予想される。企業 A は、この組込ファイナンスにかかわらず、経済的関係がヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在するかどうかを決定しなければならない。

この設例では、企業 A は、（ヘッジ非有効部分の主要な発生原因とみなされている）組込ファイナンスの公正価値の変動が、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係を無効にするものではないことを証明するために、生じ得る金利の変動シナリオの範囲を考慮して、割引率について単純な数値分析を実施する。企業 A は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在すると結論付けている。

- (2) **信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に優越するものではない**
ここでいう分析は、上述の重要な条件が一致している設例で実施されている分析と同じである。

(3) ヘッジ比率がリスク管理目的上使用されるものと整合しており、不適切な会計上の結果を生じる意図的な不均衡がない

企業 A は、条件が近似している想定元本 100 百万ポンドのスワップを使用して、元本 100 百万ポンドの債券を経済的にヘッジしている。スワップの組込ファイナンスは、ヘッジ非有効部分の発生原因であり、これが要求されるヘッジ比率に影響を及ぼすかどうかを検討しなければならない。この設例では、企業 A は、組込ファイナンスの存在はヘッジ非有効部分を生じさせるが、金利の予想される変動幅に基づき、各期の非有効部分は（一貫してオーバーまたはアンダー・ヘッジではなく）同額で正と負になるため、100%のヘッジ比率は不均衡とはならないと判断した。したがって、企業は 100%のヘッジ比率を選択している。

• **ヘッジ有効性を評価する方法の文書化**

上述したように、ヘッジ文書は、企業 A がヘッジ有効性の評価に使用する方法を特定し、以下の双方を含んでいなければならない。

- 非有効性の発生原因の分析
- ヘッジ比率の決定方法

この設例では、これは、有効性の要求に関する 3 つの要素への準拠を証明するために使用された、定性的分析（すなわち、条件および信用リスクの影響の比較）および定量的分析（すなわち、組込ファイナンスから生じるヘッジ非有効部分）の文書化を含む。

• **ヘッジ非有効性部分の測定**

上述したように、ヘッジの存続期間の各報告期間に、非有効部分は測定され、かつ、それに応じて認識されなければならない。適応的ヘッジ有効性の評価は要求されない。

実務上、後日ヘッジ会計を指定している場合のほとんどは、新たな、または既存の、もしくは再構成されたヘッジ対象をヘッジするために、既存のヘッジ手段を使用することとなった結果であることに留意されたい。既存のデリバティブを終了させ、新たなオン・マーケット・デリバティブを取引するのではなく、既存のオフ・マーケット・デリバティブを保持してヘッジを行うのには、様々な商業上の理由が存在する。これらの理由には、ポジションの終了および新たなポジション取引のために発生するコストの増加（すなわち、ディーラーのマージン）およびデリバティブが負債ポジションである場合の流動性の制約がある。

場合によっては、実際のスワップの組込ファイナンスは、上述した設例で検討されたものよりも重要であり、有効性の要求を満たしていることを証明するために、より包括的な定量的分析を必要とするかもしれない。

設例 3—条件は一致していないが、基礎数値に関連性がある場合

ヘッジ対象の条件は上述の設例 1 と同じであるが、金利リスクをヘッジするために、ヘッジ対象と条件が一致しない既存のスワップを使用することから、ヘッジ手段の条件が異なっている。ヘッジ手段の条件は以下のとおりである。

取引日	2008 年 8 月（すなわち、ヘッジ指定の 5 年前に取引されている）
発効日	2008 年 8 月 1 日
満期日	2023 年 8 月 1 日
想定元本	£100,000,000
支払金利	5.2%
受取金利	6 ヶ月 LIBOR
支払日	毎年 8 月 1 日、2 月 1 日（2013 年 8 月 1 日満期日まで（同日を含む））

本ヘッジは、3 ヶ月 LIBOR² の変動について、債券発行日までおよび発効日から満期日までの間、発行が予定されている債券の可能性が非常に高い金利キャッシュ・フローの変動に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして、2013 年 5 月 1 日に正式に指定される。

IAS 第 39 号におけるヘッジ有効性

- この設例で適用されるヘッジ有効性テストの要求と方法は、上述した設例 2 と同じである。条件の不一致がさらに重要で、組込ファイナンスがあることから、ヘッジ有効性の評価テストは、ヘッジ期間において 80% から 125% の厳格な相殺テストを満たさない可能性があり、その場合、ヘッジ会計は、ヘッジの一部の期間または全期間において認められないことになる。

2 代替的なヘッジの指定が認められる場合があるが、企業 A はリスク管理目的に整合する 3 ヶ月 LIBOR を指定することを選択する。

IFRS 第 9 号におけるヘッジ有効性

- 予想的なヘッジ有効性:ヘッジ開始時および各報告日に、企業は、提案されている IFRS 第 9 号のヘッジ有効性の要求事項に関する次の 3 つの要素を満たしていることを証明しなければならない。

(1) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在する

条件の重要な不一致を前提とした場合、定性的評価は、ヘッジ非有効部分の発生原因の適切な検討とはならず、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在することを証明するには十分ではない。結果、企業 A は、ヘッジ期間にわたるヘッジ関係の可能性のあるパターンの定量的な分析を実施する。企業 A は過去の市場データに基づいたシナリオの範囲で仮想デリバティブおよび実際のデリバティブに生じる相対的な公正価値の利得または損失を検討する。企業 A は、経済的関係を証明するために、回帰分析を使用する。以下の点にも留意されたい。

- i) ヘッジされた 3 ヶ月 LIBOR が変動する場合、ヘッジ・キャッシュ・フローの現在価値およびスワップの公正価値が一般的に反対方向に動くことが予想されなければならないが、必ずしもその相殺が 80%から 125%の範囲で生じるわけではない。
- ii) 3 ヶ月 LIBOR と 6 ヶ月 LIBOR との間の統計上の相関を証明するだけでは、このヘッジ関係について経済的関係が存在するという有効な結論を裏付けるには不十分である。ヘッジについてリスク管理目的に合致していると予想できるかどうかを判断するために、その期間にわたり特定のヘッジ関係のパターンを分析する必要がある。

(2) 信用リスクの影響はその経済的関係から生じる価値変動を優越するものとはならない

ここでいう分析は、上述した重要な条件が一致している設例で実施されている分析と同じである。

(3) ヘッジ比率がリスク管理目的上使用されるものと整合しており、不適切な会計上の結果を生じる意図的な不均衡がない

企業 A は、条件が一致していないが想定元本 100 百万ポンドのスワップを使用して、元本 100 百万ポンドの債券を経済的にヘッジしている。条件の不一致およびスワップの組込ファイナンスは、ヘッジ非有効部分の発生原因であり、これが要求されるヘッジ比率に影響を及ぼすかどうかを検討しなければならない。この設例では、企業 A は、(定性的リスク管理評価に基づいた)リスク管理目的のために選択されたヘッジ比率が、ヘッジ対象とヘッジ手段の不均衡の結果とならないことを証明するために、回帰分析の結果を使用する。提案されている IFRS 第 9 号では、不均衡の存在に商業上の理由が存在する場合には、最善のヘッジ比率と異なるヘッジ比率の使用を認めていることに留意されたい。IASB は、先物契約の「ロット規模 (lot sizes)」により、企業がヘッジ対象のウエイト付けとヘッジ手段のウエイト付けを一致させることが不可能である事例を提供しており、そのような場合には不均衡が認められる。本提案は、不均衡について何が有効な商業上の理由と考え得るかに関する追加の事例を提供していない。したがって、不均衡がヘッジ対象とヘッジ手段との間に存在するような状況において、判断が要求されることになる。

その後の期間において、指定されたヘッジ比率がもはや上述したヘッジ比率の要求を満たしていない場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の量は、当該要求に継続して準拠するために、「再調整」される必要があるかもしれない。この再調整が必要であるかどうかは、判断が要求されることになるもう一つの領域である。しかし、提案されている IFRS 第 9 号は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間のすべての相殺の程度の変化が再調整となるわけではないと規定している。例えば、一定のヘッジ比率の周辺での変動は、ヘッジ比率の再調整を要求も容認もしていない。

再調整とは何か

再調整は、ヘッジ有効性の要求に従ったヘッジ比率を維持する目的で、すでに存在しているヘッジ関係のヘッジ対象またはヘッジ手段の指定された量を調整することを指す。これは、提案されているIFRS第9号のもとで強制される新しい要求事項である。再調整されたヘッジは、継続してヘッジされる金額について継続的なヘッジとみなされる。これは、ヘッジの再調整が選択であり、通常はヘッジの指定の取消しおよび新たなヘッジ指定として取り扱われるIAS第39号と対照的である。

• ヘッジ有効性を評価する方法の文書化

上述したように、ヘッジ文書は、企業Aがヘッジ有効性の評価に使用する方法を特定し、以下の双方を含んでいなければならない。

- 非有効性の発生原因の分析
- ヘッジ比率の決定方法

この設例では、文書化は、有効性の要求に関する3つの要素への準拠を証明するために使用された、定量的分析の文書化を含むことになる。

• ヘッジ非有効部分の測定

上述したように、ヘッジの存続期間の各報告日に、非有効部分は測定され、かつ、それに応じて認識されなければならない。遡及的なヘッジ有効性の評価は要求されない。したがって、IAS第39号とは対照的に、相殺が80%から125%の範囲内であるかどうかにかかわらず、ヘッジの全期間にわたって、ヘッジ会計がIFRS第9号のもとでは認められるかもしれない。例えば、ヘッジがある期間60%のみ有効である場合には、結果として生じるヘッジ非有効部分は依然として測定され、その結果認識されることになる。これは、ヘッジの実施をより厳密に反映することになる。

このような設例(基礎数値は同一ではないが経済的に関連している場合)では、基礎数値が動くときに、ヘッジ対象およびヘッジ手段の価値が、特定の期間において同じ方向に動く場合でも(反対の方向ではないため、当報告期間に相殺されない)、依然として反対方向に動くことが「将来の期間において通常見込まれる」ことを前提に、ヘッジ会計を適用することが可能であることに留意されたい。したがって、各報告期間における最初の有効性の分析は、ヘッジ会計の適用の可否についての重要な要素の一つである。

IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号のヘッジ有効性の要求に関する比較サマリー

IAS 第 39 号のヘッジ有効性の要求に関するサマリー

ヘッジ有効性の評価:ヘッジ会計が適用されるには、予想的および遡及的なテストの双方の結果が 80%から 125%の範囲内でなければならない。ヘッジ有効性を証明するために使用される方法は、開始時に特定され、ヘッジの存続期間にわたって継続して適用されなければならない。異なるヘッジに一般的に適用されるテスト方法を以下に記述する。

ヘッジ比率:80%から 125%の相殺の閾値は、ヘッジ会計が適格となるヘッジ対象およびヘッジ手段のヘッジ比率を制限する。さらに、キャッシュ・フロー・ヘッジの意図的なアンダー・ヘッジは認められない。

重要な条件が一致している場合	重要な条件が近似している場合	条件が著しく異なる場合
<p>ヘッジ対象およびヘッジ手段の条件は一致しており、ヘッジ開始時におけるヘッジ手段の公正価値はゼロである。</p> <p>予想的なヘッジ有効性 ヘッジ対象とヘッジ手段の条件が一致しており、開始時におけるヘッジ手段の公正価値がゼロである場合には、信用リスクの十分な検討を行う場合、重要な条件の一致は、予想的なヘッジ有効性を評価するにあたり通常は十分である。</p> <p>遡及的なヘッジ有効性 IAS 第 39 号では、ヘッジが 80%から 125%の範囲内で実施されたことを証明するために、定量的分析が要求される。重要な条件が一致している場合には、単純な比率分析または「ドル・オフセット・テスト」は、80%から 125%の範囲の有効性を立証するのに通常十分である。</p>	<p>ヘッジ対象およびヘッジ手段の条件が近似している。</p> <p>予想的なヘッジ有効性 ヘッジ対象およびヘッジ手段の条件が一致していない場合には、重要な条件の一致は、予想的なヘッジ有効性を評価するにあたり十分ではない。その結果、十分な定量的分析が必要となる。</p> <p>遡及的なヘッジ有効性 IAS 第 39 号では、ヘッジが 80%から 125%の範囲内で実施されたことを証明するために、定量的分析が要求される。条件が一致していない場合には、簡便的な比率分析または「ドル・オフセット・テスト」に一致していない場合には、ヘッジが 80%から 125%の範囲内で有効であることを証明できない場合もある。そのような場合には、回帰分析のような、より高度な統計的分析が要求されるかもしれない。</p>	<p>ヘッジ対象とヘッジ手段との条件は著しく異なるが、各々の基礎数値は同一である、または関連性がある。</p> <p>予想的なヘッジ有効性 この場合、ヘッジ関係が 80%から 125%の相殺の要求事項に準拠すると予想されることを証明するために、市場金利の潜在的な変動の範囲を検討した十分な定量的分析が必要であろう。一般的には、条件の不一致の程度が増すほど、ヘッジの全期間にわたってヘッジが相殺の要求事項に準拠する可能性はより低くなり、その結果、ヘッジ会計が認められない可能性がある。</p> <p>遡及的なヘッジ有効性 この場合、80%から 125%の範囲内で相殺されることを証明するために、回帰分析のようなより高度な統計上の分析が要求される可能性が高いであろう。条件の不一致の程度が大きいかほど 80%から 125%の厳格な要求事項に、ヘッジが準拠しない可能性が増加し、ヘッジ会計が認められない可能性が高まる。</p>

IFRS 第 9 号のヘッジ有効性の要求に関するサマリー

ヘッジ有効性の評価:ヘッジ会計を適用するために、IFRS 第 9 号の提案は以下の項目を要求している。

- (1) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係が存在しなければならない。
- (2) 信用リスクの影響は、その経済的関係から生じる価値変動に優越するものであってはならない。
- (3) ヘッジ比率は、ヘッジ手段の実際の量をヘッジするために使用されるヘッジ手段の実際の量を反映しなければならない(これは不適切な会計上の結果を達成する意図的なものではないことを前提とする)。

これらの要求事項は予想的なテストであり、遡及的なヘッジ有効性は要求されない。提案されている IFRS 第 9 号は、異なるヘッジ関係について、ヘッジ有効性の要求への準拠を評価するために要求される分析のレベルが異なる場合があることに言及している。採用された方法はヘッジ開始時に文書化されなければならない。当初設定された方法は、ヘッジ関係のすべての関連する特徴を捕捉できなくなる場合には、変更される可能性がある。

これらの要求事項が相殺についての数値上の閾値を含んでいないことを前提とした場合には、有効性の定性的評価が要求事項を準拠するのに十分である余地が多くある。非有効部分の潜在的な発生原因の分析およびそのヘッジ比率が使用される理由について、文書化されなければならない。通常異なるヘッジに適用されるテスト方法を以下に記述する。キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ非有効部分を避けるための意図的なアンダー・ヘッジは認められない。

重要な条件が一致している場合	重要な条件が近似している場合	条件が著しく異なる場合
<p>ヘッジ対象およびヘッジ手段の条件は一致しており、ヘッジ開始時におけるヘッジ手段の公正価値はゼロである。</p> <p>重要な条件の一致は、経済的関係を証明し、1対1のヘッジ比率の使用を裏付けるのに通常十分である。信用リスクのようなヘッジ非有効部分の発生原因の分析は、条件が一致する場合は、ほとんどの場合定性的なものとなるであろう。</p>	<p>定性的評価が、上述の有効性の要求に関する3つの要素への準拠を証明するのに十分であるかどうかを決定するために、判断が要求される。条件の不一致が基礎となる経済的関係を無効にせず、かつ、使用されたヘッジ比率を裏付けるために、基本的な定量的分析が必要となるかもしれない。</p> <p>信用リスクのようなヘッジ非有効部分の潜在的な発生原因を十分に捕捉する分析を文書化しなければならない。</p>	<p>ヘッジ対象とヘッジ手段との条件は著しく異なるが、各々の基礎数値は同一である、または関連性がある。</p> <p>条件の重要な不一致または基礎数値に差異がある場合、経済的関係およびヘッジ比率の要求に準拠していることを証明するために、定量的分析が必要となる。その分析は、同様のヘッジについて IAS 第 39 号において実施される分析と類似したものとなる可能性が高い(例えば、回帰分析)。しかし、80%から 125%の相殺の要求事項が存在しないため、(統計上の相関だけでは十分でなく、経済的関係が説明されるべきではあるが)提案されている IFRS 第 9 号のもとでは、ヘッジ会計が達成される可能性は高い。</p> <p>信用リスクおよびベース・リスクのようなヘッジ非有効部分の潜在的な発生原因を十分に捕捉する分析を文書化しなければならない。</p>

ヘッジ対象とヘッジ手段の条件の一致の程度に応じた各種事例

下表は、本稿で記述された IFRS 第 9 号の有効性の要求事項への準拠を証明するために、異なる程度の分析の実施を必要とするヘッジ関係の設例の要約である。

ヘッジの種類	キャッシュ・フロー・ヘッジ		公正価値ヘッジ	純投資のヘッジ (連結財務諸表)
	外国為替	商品		
ヘッジ対象	機能通貨がポンドの企業が、2013年3月31日に陶器を15百万円で販売(非常に可能性の高い予定販売)	2013年4月30日に1,000トンの軽油を購入。購入価格は、サプライヤーと事前に合意した固定マージン加算後のベンチマーク貨物軽油の直物価格(北西ヨーロッパ)(非常に可能性の高い予定購入)	元本100百万ユーロ、5%の固定金利、年2回後払いの、2015年6月25日満期固定利付ユーロ債に対する投資	機能通貨がポンドの親会社による、米国ドル連結子会社に対する最初の純資産50百万米ドル
重要な条件が一致しているヘッジ手段	10.7を超える円/ポンド為替レートの変動をヘッジするために、1.4百万ポンドと交換に、2013年3月31日に15百万円を売却する買建オプションの本源的価値部分	予定購入取引のベンチマーク貨物經由(北西ヨーロッパ)要素をヘッジするために、同一通貨の固定金額と交換に、2013年4月30日に1000トンのベンチマーク貨物軽油の直物価格(北西ヨーロッパ)を受取る軽油先物	5%固定支払・6ヶ月 EURIBOR+マージン受取のオン・マーケット金利スワップ固定金利部分の条件が、当該債券の金利リスクをヘッジするための債券の条件と正確に一致している	元本50百万米ドルの債券の発行
条件が近似しているヘッジ手段	円/ポンド為替レートの変動に対するヘッジ目的のため、1.5百万ポンドと交換に、2013年8月28日に15百万円を売却するオン・マーケット為替予約取引	予定購入取引のベンチマーク貨物經由(北西ヨーロッパ)要素をヘッジするために、同一通貨の固定金額と交換に、2013年4月30日に基礎数値1,000トンのベンチマーク貨物軽油の直物価格(ロッテルダム)を受取る軽油先物	5%固定支払・6ヶ月 EURIBOR+マージン受取のオン・マーケット金利スワップ固定金利部分の条件が、当該債券の金利リスクをヘッジするための債券の条件と(支払日が毎月25日ではなく、毎年6月と12月の末日であることを除き)正確に一致している	直物為替リスクのヘッジとして指定された、満期日に31百万ポンドと交換(支払い)される想定元本50百万米ドルの変動米ドル支払・変動ポンド受取のオン・マーケット通貨金利スワップ 注:ヘッジ対象となるリスクは、直物為替リスクであるため、通貨ベースによるデリバティブの公正価値の変動は、仮想デリバティブの決定に関するIFRS第9号のガイダンスにおいては非有効部分となる
ヘッジ対象の条件と著しく異なるまたは異なる基礎数値を有するヘッジ手段	円/ポンド為替レートの変動に対するプロキシ・ヘッジ(proxy hedge)として指定された、1.5百万ポンドと交換に2.4百万米ドルを売却するオン・マーケット為替予約取引	予定購入取引のベンチマーク貨物經由(北西ヨーロッパ)要素のプロキシ・ヘッジとして指定された、同一通貨の固定金額と交換に、2013年4月30日にプレント原油7,300バレルのプレント原油の直物価格を受取る原油先物 注:これはプロキシ・ヘッジである。企業が、軽油価格に対する原油のリスク要素を別個に識別し、信頼性をもって測定することができる場合には、有効性の要求を証明するために要求される分析は、ヘッジ非有効部分の発生原因がより少ないことから、さらに簡便なものになるかもしれない。しかし、そのような要素があることを証明するために要求される分析は複雑であるかもしれない。	5.2%固定支払・6ヶ月 UK LIBOR+330bps 受取のオフ・マーケット・通貨金利スワップ 当該債券の金利および為替リスクをヘッジするため、支払日が毎月25日ではなく毎年6月と12月の末日である	1.79を超えるドル/ポンド為替レートの増加に対する直物為替リスクに対するヘッジとして、28百万ポンドに対し50百万ポンドを売却する買建オプション契約の全体(すなわち、時間的価値および本源的価値)を指定

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2012 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited